

## 川口市電子契約サービス利用契約に係るプロポーザル実施要領

### 1 目的

川口市における電子契約サービス提供事業者の契約候補者を公募型プロポーザル方式により選定するための手続きについて、必要な事項を定めるものとする。

### 2 業務概要

- (1) 件名 川口市電子契約サービス利用契約
- (2) 履行期間 契約締結の日から令和10年3月31日まで
- (3) 業務内容 別添「川口市電子契約サービス利用契約仕様書」のとおり

### 3 実施形式

公募型プロポーザル方式

### 4 見積限度額

5,089,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和10年3月31日までの費用を算出要件とし、LGWAN オプション、初期費用、導入支援コンサル等の全ての必要経費を含めること。

### 5 実施日程

告示日（公募開始日）	令和7年9月12日（金）
質問の受付及び 参加申込の受付期間	告示日から令和7年9月24日（水）12時（正午）まで
質問の回答期限	令和7年9月29日（月）までに川口市ホームページ（契約課ページ）上に掲載
参加資格の確認通知期限	令和7年9月29日（月）まで
企画提案書等の提出期間	告示日から令和7年10月3日（金）12時（正午）まで
選定結果の通知及び 公表日	令和7年10月15日（水）（予定）
契約締結日	令和7年12月上旬（予定）（補助金の交付決定後）

### 6 参加資格

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次に掲げるすべての資格要件を満たさなければならない。また、契約締結までの間に参加資格要件を有しなくなった場合、その時点で失格とする。

- (1) 告示日現在、令和7・8年度川口市物品入札参加資格者名簿に登載されているこ

と。

- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 告示日から契約の相手方が決定するまでの期間において、川口市有資格業者に対する入札参加等停止の措置基準に基づく入札参加等停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 告示日から契約の相手方が決定するまでの期間において、川口市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定を受けた者を除く。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定を受けた者を除く。
- (7) 会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づく精算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (8) 告示日から契約の相手方が決定するまでの期間において、同一の入札に参加する者との間に資本関係又は人的関係（次のアからウのいずれかに該当する関係）がない者であること。

ア 資本関係は次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当する場合

ただし、子会社（会社法第2条第3号の規定による子会社。以下同じ。又は子会社的一方が更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社。以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号の規定による会社等。以下同じ。）である場合を除く。

（ア）親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

（イ）親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係は次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当する場合

ただし、（ア）は会社等的一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。

（ア）一方の会社等の役員が他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

（イ）一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他

上記ア及びイ以外で上記ア又はイと同等な資本関係又は人的関係がある

者と発注者が判断した場合

(9) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

## 7 参加申込手続・企画提案書等の提出

参加を希望し、参加資格を満たす者は次のとおり書類を提出すること。

### (1) 参加申込書

ア 受付期間 令和7年9月24日（水） 12時（正午）まで（時間厳守）

イ 提出方法 電子メール

ウ 提出書類 プロポーザル参加申込書（様式1）

エ 提出先 「17 連絡・問い合わせ先」電子メールアドレス

### (2) 企画提案書等

ア 受付期間 令和7年10月3日（金） 12時（正午）まで（時間厳守）

イ 提出方法 電子メール

ウ 提出書類 以下のものを電子データで提出すること。なお、電子データはPDFまたはMicrosoft Office 製品で閲覧可能な形式とすること。

（ア）会社概要（様式2）

（イ）企画提案書（任意様式）

・ A4片面20ページ以内（A3片面の場合、1ページをA4片面2ページと換算）

・ 表紙及び目次は枚数に含まない。

・ 表紙及び目次を除いた提案内容部分にページ番号を付すこと。

（ウ）機能要件対応表（様式7）

（エ）見積書（様式8）

本契約にかかる金額を記載すること。

本要領「4 見積限度額」の範囲内となるよう十分留意すること。

見積内訳書（任意様式）を添付すること。

エ 提出先 「17 連絡・問い合わせ先」電子メールアドレス

### オ 注意事項等

（ア）期限までに提出されなかった提出書類は、いかなる理由でも受け付けない。

（イ）原則として、提出後における提出書類の返却、差替え及び再提出は認めない。

（ウ）提出された企画提案書等についての質問を、プロポーザル参加申込書（様式1）に記載の連絡先メールアドレスに送付するので、指定した期日までに「17 連絡・問い合わせ先」メールアドレスあて回答すること。

## 8 参加資格の確認通知

- (1) 通知期限 令和7年9月29日(月)までに、参加の可否を通知する。
- (2) 通知方法 プロポーザル参加申込書(様式1)に記載されたメールアドレスへ通知する。

## 9 本プロポーザルに関する質問の受付及び回答

### (1) 質問の受付方法

- ア 受付期間 令和7年9月24日(水) 12時(正午)まで(時間厳守)
- イ 提出方法 電子メール
- ウ 提出書類 プロポーザルに係る質問書(様式5)
- エ 提出先 「17 連絡・問い合わせ先」電子メールアドレス
- オ 注意事項 メール本文には質問内容を記述せず、プロポーザルに係る質問書(様式5)に内容を記載の上、添付して提出すること。
- カ 回答方法 令和7年9月29日(月)までに川口市ホームページ(契約課ページ)上に回答を掲載する。ただし、質問内容によっては期日までに回答できない場合がある。

## 1 0 企画提案書の記載事項等

以下の事項について提案すること。

番号	評価項目	評価内容
1	提案概要の的確性	○仕様書の内容を的確に捉え、本事業を効果的かつ効率的に実施するための提案
2	事業実績	○官公庁において、本事業の内容と類似の事業を行った実績 ○地方公共団体において、LGWAN-ASP サービスとしてサービス提供した実績
3	機能面①	○別添機能要件対応表の川口市の運用に必要としている機能の搭載について
	機能面②	○サービスの視認性・操作性・機能性 ○追加機能や他システムへの連携などの拡張性 ○情報漏えい、不正侵入等を防止するための具体的な情報セキュリティ対策 ○大規模災害等に対する具体的な災害対策 ○機能面やセキュリティ面等の優位性 など
4	導入支援	○職員及び利用者向け操作説明会の内容・実施方法等 ○職員及び利用者向けのマニュアル等の整備 ○サービス利用促進について ○導入までのスケジュール など
5	運用・メンテナンス	○利用者からの問合せ等への対応方法・実施体制 ○職員からの問合せ等への対応方法・実施体制 ○契約終了時のデータの取り扱い・サポート ○データのバックアップの方法・頻度 など

## 1 1 選定方法

- (1) 川口市の関係部局の職員で組織する川口市電子契約サービス利用契約に係るプロポーザル方式業者選定委員会において、書類審査を実施する。
- (2) 審査の結果、合計得点が最高の事業者を優先交渉権者として選定し、随意契約の交渉を行う。ただし、合計得点が最高の事業者が複数あるときは、本評価基準の費用の評価が最も高い事業者を優先交渉権者とする。
- (3) 優先交渉権者との交渉が合意に至らない場合は、合計得点の高い順に交渉を行う。
- (4) 次の事項のいずれかに該当する提案者は失格（選定対象からの除外）とするとともに、その参加申込書及び企画提案書を無効とする。

ア 提出書類に不備があった者

- イ 企画提案書等の内容が不十分、不明瞭、若しくは論理性を欠く者
- ウ 仕様書及び関連文書の記載内容を実現できない者
- エ 見積書の金額が見積限度額を超過している者

## 1.2 審査基準等

### (1) 評価基準

区分	評価項目	評価内容	配点
事業者評価	提案概要の的確性	○仕様書の内容を的確に捉え、本事業を効果的かつ効率的に実施するための具体的な提案がなされているか。	20
	事業実績	○官公庁において、本事業の内容と類似の事業を行った実績はあるか。 ○地方公共団体において、LGWAN-ASP サービスとしてサービス提供した実績はあるか。	20
企画提案評価	機能面①	○別添機能要件対応表のうち、川口市の運用に必要としている機能を搭載している数で評価点を与える。	70
	機能面②	○サービスが視認性や操作性、機能性に優れているか。 ○サービスが追加機能や他システムへの連携などに対応できる拡張性に優れているか。 ○情報漏えい、不正侵入等を防止するための情報セキュリティ対策が十分に確保されているか。 ○大規模災害等に対する災害対策が十分に確保されているか。 ○機能面やセキュリティ面等において、他のサービスと比較して優位性があるか。	30
	導入支援	○職員向けの操作説明会及び利用者向けの操作説明会の内容は適切なものとなっているか。 ○職員及び利用者向けのマニュアル等の整備は十分なものとなっているか。 ○サービス利用促進に対する提案は十分なものとなっているか。 ○川口市が予定している導入時期を考慮したスケジュールとなっているか。	30

運用・メンテナンス	<p>○利用者からの問合せ等に対し、迅速にサポートできる体制が確保されているか。</p> <p>○職員からの問合せに等に対し、迅速にサポートできる体制が確保されているか。</p> <p>○契約終了時のデータの取り扱いについて、適切な手法により実施される提案になっているか。また、業務のサポートは十分なものになっているか。</p> <p>○データのバックアップは、適切な手法により実施されているか。</p>	30
費用	○費用対効果に優れた見積金額となっているか。	50
合計		250

## (2) 採点基準

### ア 機能面①・費用以外

評価	評価点
非常に優れている	配点×1.0
優れている	配点×0.8
標準的である	配点×0.6
やや劣っている	配点×0.4
劣っている	配点×0.2
記載なし	配点×0.0

### イ 機能面①

70点×(求める機能のうち、要件を満たしている項目数/求める機能数(25))  
(評価点は、小数以下第3位を四捨五入し、第2位止めとする。)

### ウ 費用

見積限度額との差の割合により採点する。ただし、川口市が定める基準額以下は、満点とする。(評価点は、小数以下切り捨てとする。)

## 1.3 選定結果の通知・公表

選定結果は、優先交渉権者を特定後、本プロポーザルに参加した者全者（辞退者を除く。）に次の事項を電子メールで通知する。

- (1) 通知する者の得点
- (2) 優先交渉権者名と得点
- (3) その他の参加者の名称の無い得点一覧

また、(2)及び(3)については、川口市ホームページ（契約課ページ）に結果を掲載

する。

#### 1 4 提出された書類について

- (1) 提出された書類は返却しない。
- (2) 提出された書類は、本プロポーザルに係る選定以外には使用しない。ただし、情報公開請求があった場合には、川口市情報公開条例に基づき、第三者に開示する場合がある。
- (3) 提出後の訂正並びに差替えは、川口市から指示があった場合を除き認めない。

#### 1 5 契約条件

- (1) 川口市と優先交渉権者は、企画提案書の内容を踏まえ、必要に応じて仕様書等の変更を行い、契約を締結するものとする。
- (2) 本事業の全部又は主要部分を一括して第三者に再委託することはできない。
- (3) 本事業の実施に際して個人情報を取得したときは、個人情報の保護に関する法律等を遵守し、個人情報の保護に関し必要な措置を講じて、適正な管理を行うものとする。
- (4) その他契約に関する条項は川口市契約に関する規則による。

#### 1 6 その他

- (1) 本プロポーザルにかかる費用は、すべて参加者の負担とする。やむを得ない理由により本プロポーザルが中止された場合においても、それまでに要した費用を川口市に請求することはできない。
- (2) プロポーザル参加申込書（様式1）の提出後に参加を辞退する場合は、プロポーザル辞退届（様式4）を速やかに提出すること。
- (3) 企画提案書の著作権は、その企画提案書を作成した者に帰属するものとするが、契約の相手方となった者の企画提案書については、事前に通知することにより川口市が無償で使用できるものとする。
- (4) 提出書類について、正当な理由なく期限を過ぎた場合、失格とする。
- (5) 本プロポーザルの参加者が1者である場合においても審査を実施する。この場合、書類審査において失格とならなかった場合は、優先交渉権者とする。
- (6) 優先交渉権者の特定後又は契約締結後に、優先交渉権者の企画提案書における虚偽内容の記載又は選定の公平性を害する行為があったと判明した場合は、優先交渉権の取り消し又は契約を解除することがある。
- (7) 本プロポーザルに関連して知り得た情報は、応募目的以外で使用することや、第三者に漏洩することを禁止する。

1 7 連絡・問い合わせ先

川口市理財部契約課工事契約係

担当 田澤・林

〒332-8601 埼玉県川口市青木2丁目1番1号

電話 048-258-1110 (代表)

048-258-1237 (直通)

E-mail [060.03090@city.kawaguchi.saitama.jp](mailto:060.03090@city.kawaguchi.saitama.jp)